

常総市監査委員告示第5号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成23年1月13日に提出された常総市職員措置請求の監査結果を、同条第4項の規定により別紙のとおり公表します。

平成23年3月9日

常総市監査委員 北村 栄子

常総市監査委員 岡野 政美

常総市職員措置請求の監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

職業 (省略)

2 請求書の提出

請求書は、平成23年1月13日に提出され、同日受け付けた。

3 措置請求の要旨

- (1) 常総市は、平成21年5月1日に、団体Aと「市民コミュニティ支援事業委託契約」を締結し、同事業を委託した。

団体Aは、上記の事業において、平成21年9月11日に、団体Cと「市民コミュニティサイト策定及びシステム管理業務契約」を締結し、同事業を委託した。これは、「市民コミュニティ支援事業委託契約」に定めた求人活動を行わなかったことから、事業を遂行できる人材を雇用することができず、外部の組織に委託したためである。よって、団体Aに瑕疵があることから、団体Aは、「市民コミュニティサイト策定及びシステム管理業務」の委託料の全額を負担すべきである。

したがって、常総市は、団体Aに対し、「市民コミュニティサイト策定及びシステム管理業務」の委託料の682,500円を、この間の利息分も付けて求めることを請求する。

- (2) 常総市は、平成22年4月1日に、団体Aと「市民コミュニティ支援事業委託契約」を締結し、同事業を委託した。

団体Aは、上記の事業において、平成22年4月1日に、団体Cと「市民コミュニティサイト維持管理業務契約」を締結し、同事業を委託した。これは、本来、団体Aで雇用した3人で維持管理しなければならない事業を外部組織に平成21年度に引き続き委任し、市に毎月の費用を請求して市に違法な出費をしている。

また、常総市が団体Aと締結した「市民コミュニティ支援事業委託契約」の仕様書の1(3)に定める「市民コミュニティサイトの管理・運営を行う」という部分の丸投げ外注であり、ふるさと雇用再生特別基金事業の趣旨にも反しており違法である。

これは、前項と同様に、団体Aは、「市民コミュニティ支援事業委託契約」に定めた求人活動を行わなかったことから、事業を遂行できる人材を雇用することができなかつたためである。よって、団体Aは、常総市に、委託料である毎月の費用を請求し、違法な出費を強いている。

したがって、常総市は、団体Aに対し、「市民コミュニティサイト維持管理業務契約」の委託料の4月から8月までに支払われた月額28,875円を、この間の利息分も付けて求めることを請求する。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

- (1) 団体Aは、平成21年9月11日に、団体Cと「市民コミュニティサイト策定及びシステム管理業務契約」を締結し、同事業を委託した。これは、「市民コミュニティサイト策定及びシステム管理業務」を、「市民コミュニティ支援事業委託契約」に定めた求人活動を行わなかったことから、事業を遂行できる人材を雇用することができず、外部の組織に委託したためである。よって、団体Aに瑕疵があることから、団体Aは、「市民コミュニティサイト策定及びシステム管理業務」の委託料の全額を負担すべきであるか。
- (2) 団体Aは、平成22年4月1日に、団体Cと「市民コミュニティサイト維持管理業務契約」を締結し、同事業を委託した。これは、前項と同様に、団体Aが、「市民コミュニティ支援事業委託契約」に定めた求人活動を行わなかったことから、事業を遂行できる人材を雇用することができなかつたためである。また、常総市が団体Aと締結した「市民コミュニティ支援事業委託契約」の仕様書の1(3)に定める「市民コミュニティサイトの管理・運営を行う」という部分の丸投げ外注であり、ふるさと雇用再生特別基金事業の趣旨にも反しており違法である。よって、団体Aは、常総市に対し、委託料である毎月の費用を請求し、違法な出費を強いているか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年2月14日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、同日請求人から本件に係わる新たな証拠7件が提出された。

3 監査対象部課

総務部総務課
市民生活部市民協働課
産業労働部商工観光課
会計課

4 監査の方法

監査に当たっては、対象部課及びその他関係する課から提出された関係書類の調査を行うとともに、平成23年2月14日に市民生活部長、市民協働課長、市民協働課職員3人から関係職員調査を行った。

5 監査の期間

平成23年1月21日から平成23年3月9日まで

第3 事実関係の確認

関係書類調査及び関係職員調査により確認した事項は、次のとおりである。

1 「市民コミュニティ支援事業」及び「市民コミュニティ支援事業委託契約」について

「市民コミュニティ支援事業」は、国の緊急雇用対策による「ふるさと雇用再生特別基金」の補助事業であり、市民協働のまちづくりの推進を目的とした平成21年度から平成23年度までの3ヵ年継続事業である。

平成21年度の事業として、平成21年5月1日、常総市長と団体Aは「市民コミュニティ支援事業委託契約」を締結している。

さらに、平成22年度の事業として、平成22年4月1日、常総市長と団体Aは「市民コミュニティ支援事業委託契約」を締結している。

この委託契約の第3条において、「団体Aは、本契約及び別紙仕様書に定めるもののほか、実施要領の趣旨に即し、常総市の指示に従って誠実に委託事業を実施しなければならない。」と定められている。

また、第4条第2項において、「雇用される者の募集は、公共職業安定所の求人申込みによるほか、ポスター、広告等の掲示等により募集している旨を広く一般に告知して行わなければならない。」と定められている。

また、第9条第1項において、「団体Aは、委託事業を実施した当該月に係る委託事業の業務に要した諸経費及び新規雇用者の給料に相当する額を当該月の翌月5日までに常総市に請求するものとする。この場合において、当該月の翌月5日が常総市の休業日である場合は、その翌日以降直近の常総市の業務日までに請求するものとする。」と定められており、同条第2項において、「常総市は、前項の規定による請求を受けたときは、請求に係る委託事業の実施を確認し、速やかにこれを団体Aに支払うものとする。」と定められている。

さらに、平成21年度市民コミュニティ支援事業委託契約の仕様書には、「1 市民コミュニティ支援事業で行う業務は、次のとおりとする。(1) 市民協働フォーラムの開催 (2) 市民団体情報交流支援事業の推進 2 前号各号に掲げるもののほか、市民コミュニティ支援事業の実施について必要な事項は、常総市長が別に指示する。3 事業費及び人件費の項目 2 事業費市民団体情報交流支援事業の金額700,000円」と定められている。

平成22年度市民コミュニティ支援事業委託契約の仕様書には、「1 市民コミュニティ支援事業で行う業務は、次のとおりとする。(1) 市民協働フォーラムの開催 (2) 市民討議会の開催 (3) 市民団体情報交流支援事業の推進 (4) ファシリテータの養成講座、郷土の歴史に関する定例塾等を開催する。2 前号各号に掲げるもののほか、市民コミュニティ支援事業の実施について必要な事項は、常総市長が別に指示する。3 事業費及び人件費の項目 2 事業費市民コミュニティサイ

トの金額360,000円(30,000円×12月)」と定められている。

2 「市民コミュニティサイト策定及びシステム管理業務契約」について

平成21年9月11日、団体Aと団体Cは、「市民コミュニティサイト策定及びシステム管理業務契約」を締結している。

この委託契約の仕様書の2業務の目的において、「市民協働のまちづくり推進に向けて、様々な地域活動を支援するために、市内で活動する市民や団体、NPO、自治会、企業、学校などの最新活動情報を紹介する情報共有の場として市民コミュニティサイトを開設して管理運営を行なう。」と定められている。

また、仕様書の4業務概要において、「市民コミュニティサイト策定及びシステム管理業務では、以下の業務を行う。(1) コミュニティサイトの策定 ・ポータルページの構成・利用規約の策定・利用ガイドの策定・システムマニュアルの策定 (2) システムの保守・管理 ・システム初期設定及び稼動調整・システム稼動管理及びメンテナンス (3) その他 サーバ利用料を含む」と定められている。

なお、委託契約書において、履行期間は平成21年9月12日から平成22年3月31日まで、委託料は682,500円と定められている。

市民コミュニティサイトは、平成21年12月1日に策定され、試行期間を経て、平成22年4月1日に開設している。

3 「市民コミュニティサイト維持管理業務契約」について

平成22年4月1日、団体Aと団体Cは「市民コミュニティサイト維持管理業務契約」を締結している。

この委託契約の仕様書の2業務の目的において、「市民協働のまちづくり推進に向けて、様々な地域活動を支援するために、市内で活動する市民や団体、NPO、自治会、企業、学校などの最新活動情報を紹介する情報共有の場として開設した市民コミュニティサイトのシステム維持管理を行なう。」と定められている。

また、仕様書の4業務概要において、「市民コミュニティサイト維持管理業務では、以下の業務を行う。(1) コミュニティサイトの保守・管理 ・コミュニティサイト稼動調整及びメンテナンス (2) サーバー利用 ・サーバー借り上げ」と定められている。

なお、委託契約書において、履行期間は平成22年4月1日から平成23年3月31日まで、委託料は月額支払い28,875円と定められている。

4 「市民コミュニティ支援事業委託契約」に基づく委託料について

「市民コミュニティサイト策定及びシステム管理業務契約」における委託契約料(682,500円)を含んだ平成21年12月分の市民コミュニティ支援事業委託料(975,850円)については、平成22年1月5日付で団体Aより常総市に請求書が提出され、同年1月15日に常総市より団体Aに対して同額が支払

われている。

また、「市民コミュニティサイト維持管理業務契約」における委託契約料（月額28,875円）を含んだ平成22年4月分から同年8月分の市民コミュニティ支援事業委託料については、毎月、翌月の5日前後に団体Aより常総市に請求書が提出され、後日、常総市より団体Aに対して同額が支払われている。

5 被雇用者の業務内容について

平成21年度市民コミュニティ支援事業委託契約の仕様書には、「1市民コミュニティ支援事業で行う業務は、次のとおりとする。（1）市民協働フォーラムの開催（2）市民団体情報交流支援事業の推進 2前号各号に掲げるもののほか、市民コミュニティ支援事業の実施について必要な事項は、常総市長が別に指示する。」と定められている。

被雇用者が平成21年度に行った主な業務内容は、市民コミュニティサイトの策定（構築）に関しては、市民コミュニティサイトの利用規約の検討、画面編成の企画立案、書込み欄の企画立案、参加する個人、団体への勉強会開催の準備、サイト登録方法の検討などであり、管理運営に関しては、常総市ホームページとの連携検討、参加する個人、団体の募集と普及啓発、アンケートの実施や集計などのネーミング事務、ネーミング採用者の紹介動画撮影、テスト期間中の寄稿記事の承認、常総市コミュニティサイトからのお知らせの更新などである。さらに、講師の検討、配布用チラシの企画立案、案内状発送作業などのフォーラム開催に関する庶務、委託業務の経理等にも従事していた。

また、平成22年度市民コミュニティ支援事業委託契約の仕様書には、「1市民コミュニティ支援事業で行う業務は、次のとおりとする。（1）市民協働フォーラムの開催（2）市民討議会の開催（3）市民団体情報交流支援事業の推進（4）ファシリテータの養成、郷土の歴史に関する定例塾等を開催する 2前項各号に掲げるもののほか、市民コミュニティ支援事業の実施について必要な事項は、常総市長が別に指示する。」と定められている。

被雇用者が平成22年度に行っている主な業務内容は、平成21年度に引き続き、市民コミュニティサイトに参加する個人、団体の募集と普及啓発を実施するとともに、投稿記事の収集、承認、お知らせの更新などである。

第4 監査の結果

監査した結果、本請求については、下記のとおり理由がないものと認めるので、棄却する。

棄却の理由

1 第2の1（1）について

平成21年度市民コミュニティ支援事業委託契約の仕様書には、「1市民コミュニティ支援事業で行う業務は、次のとおりとする。（（1）は、省略）（2）市民団体情報交流支援事業の推進 市民活動団体や行政などの各種事業やイベン

ト情報、また、ボランティア募集や協働募集など、市民や各種団体の活動の連携推進や情報共有の場づくりとして、市民活動支援総合サイト（ホームページ）を開設し、管理・運営を行う。2前号各号に掲げるもののほか、市民コミュニティ支援事業の実施について必要な事項は、常総市長が別に指示する。（3は、省略）」と定められている。

さて、この市民活動支援総合サイト（市民コミュニティサイト）を開設し、管理・運営するにあたっては、パソコン機器の操作等を始めとして、一定以上の情報関係の知識と技術が必要であると思われる。常総市の計画でも、当初から、市民コミュニティサイトの構築には、利用にあたって障害やエラーが生じないこと、サーバーから得られる情報等が正確であること等、専門的技術を要すると考え、構築に関する技術的支援やその保守、管理、サーバー選定、借用、管理等は専門業者に委託することで進めていた。特に、システムインストール前のサーバーの選定、借用、管理、システムインストール作業、トップページのデザイン、各機能の稼動確認、調整、システム保守、管理には、技術的、専門的な知識を要するため、当初の予定通り被雇用者ではなく業者委託とした。そして、団体Aの被雇用者は、市民コミュニティサイト運営に関して、市民コミュニティサイトの利用規約の検討、画面編成の企画立案、書込み欄の企画立案、参加者、団体への勉強会開催の準備、有料無料の検討、サイト登録方法の検討などを実施し、管理運営に関しては、常総市ホームページとの連携検討、参加する個人、団体の募集と普及啓発、アンケートの実施や集計などのネーミング事務、ネーミング採用者の紹介動画撮影、テスト期間中の寄稿記事の承認、常総市コミュニティサイトからのお知らせの更新などを実施していた。

すなわち、これらのことから「市民コミュニティサイト策定及びシステム管理業務契約」については、常総市より市民コミュニティ支援事業を受託した団体Aが、市民コミュニティサイトを開設し、管理・運営するために、団体Cに、委託契約金額内の682,500円で再委託したものである。

したがって、常総市と団体Aとの間では、市民コミュニティサイトの開設、管理、運営は、被雇用者ではなく委託を受けた者が行うことが、当初から予定されていたのであって、請求人が主張するような、団体Aがハローワーク等公開の方法によって被雇用者の選定を行わなかったために市民コミュニティサイトの開設、管理、運営を外部に委託せざるを得なかったのではない。

また、「市民コミュニティ支援事業委託契約書」には、「再委託の禁止」の条項が明記されていない。

よって、団体Aが、常総市から委託された「市民コミュニティ支援事業委託契約」の一部である市民コミュニティサイトの開設業務を再委託したことについては、委託契約に違反する事実がなく、違法又は不当であるとは解せない。

2 第2の1（2）について

（1）平成22年度市民コミュニティ支援事業委託契約の仕様書には、「1市民コ

コミュニティ支援事業で行う業務は、次のとおりとする。((1), (2)は、省略)
(3) 市民団体情報交流支援事業の推進 市民活動団体や行政の事業案内・イベント情報のほか、ボランティア募集や協働募集などの団体活動支援と情報共有の場として、市民コミュニティサイトの管理・運営を行う。((4)は、省略)
2前項各号に掲げるもののほか、市民コミュニティ支援事業の実施について必要な事項は、常総市長が別に指示する。(3は、省略)」と定められている。

さて、この市民コミュニティサイトのシステム維持管理をするにあたっては、サイトが常に良好な運用が出来るよう、サイトの稼働調整及びメンテナンスを行わなければならない。この業務を行うにあたっては、パソコン機器の操作等を始めとして、一定以上の情報関係の知識と技術が必要である。常総市においても、前項で述べたとおり、市民コミュニティサイトの保守、管理等は専門業者に委託する予定で進めていた。

そして、団体Aの被雇用者は、市民コミュニティサイト運営に関して、平成21年度に引き続き平成22年度においては、市民コミュニティサイトに参加する個人や団体の募集と普及啓発、寄稿記事の承認、お知らせの更新などの業務に従事している。常総市コミュニティサイトには、「常総市コミュニティサイトからのお知らせ」寄稿以外にも5つの寄稿欄があり、それぞれ「団体さんのイベント情報」、「市民レポーターの常総市何でもレポート」、「団体さんからのお知らせ」、「市民レポーターが団体さんをレポートしました」、「市民の方からのあれ！これ！掲示板」として市民や行政からの投稿が目的別に表示されるようにしている。被雇用者も市民レポーターとして、常総市に関する情報や日常に起こったことなどを積極的に記事にまとめて寄稿をしている。

すなわち、これらのことから「市民コミュニティサイト維持管理業務契約」については、常総市より市民コミュニティ支援事業を受託した団体Aが、市民コミュニティサイトのシステム維持管理を、団体Cに、委託契約金額内の月額28,875円で再委託したものである。

したがって、前述のとおり、常総市と団体Aの間では、市民コミュニティサイトの開設、管理、運営は、被雇用者ではなく委託を受けた者が行うことが、当初から予定されていたのであって、請求人が主張するような、団体Aがハローワーク等公開の方法によって被雇用者の選定を行わなかったために市民コミュニティサイトの開設、管理、運営を外部に委託せざるを得なかったのではない。

また、「市民コミュニティ支援事業委託契約書」には、「再委託の禁止」の条項が明記されていない。

よって、団体Aが、常総市から委託された「市民コミュニティ支援事業委託契約」の一部である市民コミュニティサイトの維持管理の業務を再委託したことについては、違法又は不当であるとは解せない。

(2) また、団体Aが、団体Cと「市民コミュニティサイト維持管理業務契約」を締結し、同事業を委託したことが、常総市が団体Aと締結した「市民コミュニテ

「市民活動団体や行政の事業案内・イベント情報のほか、ボランティア募集や協働募集などの団体活動支援と情報共有の場として、市民コミュニティサイトの管理・運営を行う」という部分の丸投げ外注ではなく、国の緊急雇用対策による「ふるさと雇用再生特別基金」の補助事業であり、市民協働のまちづくりの推進を目的とした雇用機会を創出する事業であり、ふるさと雇用再生特別基金事業の趣旨に反しているかということについてであるが、団体Aが、団体Cに委託した業務は、前述のとおり、仕様書の4業務概要にあるように、「市民コミュニティサイト維持管理業務では、以下の業務を行う。(1) コミュニティサイトの保守・管理 ・コミュニティサイト稼動調整及びメンテナンス (2) サーバー利用 ・サーバー借り上げ」と定められている。よって、団体Cが行う業務は、市民コミュニティサイトが正確に機能するかどうか等のサーバーのメンテナンス作業及びデータのバックアップ作業等システムのハード面での維持管理である。そして、被雇用者が、市民コミュニティサイトに参加する個人、団体の募集と普及啓発を実施するとともに、投稿記事の収集、承認、お知らせの更新、市民レポーターなど、市民コミュニティサイトのソフト面の管理業務を行っている。

これらのことから、団体Aが、団体Cと「市民コミュニティサイト維持管理業務契約」を締結し、同事業を委託したことについては、常総市が団体Aと締結した「市民コミュニティ支援事業委託契約」の仕様書の1(3)市民団体情報交流支援事業の推進「市民活動団体や行政の事業案内・イベント情報のほか、ボランティア募集や協働募集などの団体活動支援と情報共有の場として、市民コミュニティサイトの管理・運営を行う」という部分の丸投げ外注ではなく、国の緊急雇用対策による「ふるさと雇用再生特別基金」の補助事業であり、市民協働のまちづくりの推進を目的とした雇用機会を創出する事業であり、ふるさと雇用再生特別基金事業の趣旨に反しているとは解せない。

以上のことから、常総市が、団体Aに対し支払った「市民コミュニティサイト維持管理業務契約」の委託料を含めた平成22年4月分から同年8月分の「市民コミュニティ支援事業」の委託料については、市の契約上の義務の履行であり、違法又は不当な公金の支出はないと判断する。